

第2回がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会 議事要旨

日 時:令和元年9月5日(木) 13:00~17:30

場 所:中央合同庁舎第5号館 3階 共用第6会議室

(1) がんゲノム医療拠点病院の選定について

- 8月29日までに構成員に検討して頂いた、がんゲノム医療拠点病院(以下、拠点病院という。)の選定方針(採点方法及びヒアリング対象医療機関の選定方針を含む。)について、了承した。
- 「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」に記載されているがんゲノム医療拠点病院の指定要件における必須項目を満たしていない4医療機関については、採点対象から除外した。
- また、地域性に配慮する観点から、地方厚生局ブロックごとに書面評価の結果を判定すること、そのために、全国がん登録情報に基づき、地方厚生局ブロックごとのがん罹患数から、地方厚生局ブロックごとに指定すべき拠点病院数を概算し、これを目安とすることを了承した。
- 上記選定方針に基づき、全国22医療機関より順次ヒアリングを実施した。なお、ヒアリング対象となっている医療機関に所属する構成員は、自らが所属する機関を含む地方厚生局ブロックのヒアリングおよび選定の議論が行われている間、会場から退室することとした。
- ヒアリング終了後、構成員の総合的な評価に基づき、地方厚生局ブロックごとに、地域性や小児がん症例について留意しながら議論し、拠点病院を選定した。議論の際に構成員から出た主な意見は以下の通り。
 - ヒアリングにおいては、組織や施設の体制整備の実績を示す医療機関が多かったが、一方、専従者などの人員配置を指定要件よりも上乗せで重点的に配置している医療機関が少なかった。上乗せで専従者などの人員配置をしている医療機関は、高く評価した。
 - 今回の指定要件では、自施設でシーケンスを行わない場合はバイオインフォマティシヤンの配置は必須要件とはされていないが、シーケンスの結果の解釈について、質の担保の観点から可能であれば配置した方が良く、配置している医療機関は評価できる。
 - 遺伝カウンセリング等の対象件数に、対象外の体細胞の変異にかかる件数を算定していた施設があるため、再度確認する必要がある。(注1)
 - 原則として、書面評価とヒアリングを踏まえた総合評価の合計点数の順に、拠点病院を選定する。ただし、東海北陸ブロックでは、5つ目の拠点病院の選定に当たり、構成員間での議論の結果、3医療機関の中から1拠点病院を選定した。これは、①ヒアリングを実施した医療機関の点数が近接していること、②選定された医療機関がヒアリングで、特に地域へ貢献する体制が確立していること、③その他ヒアリングを実施した医療機関と比べてもがんゲノム医療提供体制が確立していることがヒアリングで確認できたためである。
 - ヒアリングの有無にかかわらず、拠点病院に選定された医療機関のなかでも点数差が大きい。今回の採点結果が一定レベル以下の拠点病院には、これからの体制強化の方策や目標を示していただくことが必要ではないか。また、今後現況報告などでも、経過を注意深く見ていくことが必要。
- 拠点病院の選定結果は、事務局で採点結果を精査し、後日、全構成員に選定結果の確認がとれ次第、選定した拠点病院を公表することとした。

(注1) 事務局から確認した結果、対象外の体細胞の変異に係る件数を算定していたため、当該件数を除外した。その結果、指摘のあった医療機関については、書面評価の点数を修正した。